

高齢の方などに関する事業

～支え合って、住み慣れた地域で安心して暮らそう～

家族介護慰労金を支給します

要介護4・5の認定を受けている重度介護高齢者を在宅で介護している家族のうち、次のすべてに該当する場合は、慰労金を支給します。該当する方は、相談してください。

- 羽村市に住民票のある重度要介護高齢者（要介護4・5）と同居、あるいは同一敷地内に隣接している建物に居住、または市外の介護者の自宅から過去1年間介護している家族から過去1年間介護している家族に、要介護者および介護者の属する

家族介護者リフレッシュの会

認知症などの家族を介護する方が集まって、日々の思いや迷いを共有してリフレッシュする会です。介護専門職員のアドバイスも聞くことができます。

日時 10月19日(水)午前10時〜正午
会場 コミュニティセンター2階第一研修室

対象 主に認知症の高齢者を介護している方
定員 10人(申込順)

世帯の構成員すべてが市民税非課税である家族

- 支給基準日の過去1年間、介護保険サービスを利用していない家族（通算して7日以下のショートステイ利用を除く）
- 重度要介護高齢者が過去1年間、90日を超える入院をしていないこと

支給額（年額） 1家族10万円

※相談後、職員が家庭訪問などを行い、要件を満たす場合に支給します。

問合せ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係 ④56

申込み・問合せ 9月5日(月)〜10月14日(金)に、電話、Eメールまたは直接高齢福祉介護課介護予防・地域支援係 ④56へ

✉ 30420@city.hamura.tokyo.jp
※Eメールで申し込むときは、件名を「家族介護リフレッシュの会」、本文に「住所、氏名、連絡先」を記入してください。



9/30まで 市民税非課税世帯などへの臨時特別給付金の申請

住民税非課税世帯などに対して10万円を支給する臨時特別給付金の申請締切は9月30日(金)です。

対象 令和3年度または4年度の住民税非課税世帯、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯全員の収入が住民税非課税世帯相当まで減少した世帯

※そのほかにも要件があります。市公式サイトを確認するか、コールセンターに連絡してください。※この給付金の受給は1回限りです。

注意

※令和3年1月2日以降に羽村市に転入してきた方は、本人からの申請が必要な場合があります。要件に該当しているにもかかわらず申請書類がない場合は、コールセンターに連絡してください。

※令和3・4年度住民税の修正申告等で課税世帯から非課税世帯に変更となった場合は、本人からの申請が必要です。該当する方はコールセンターに連絡してください。

問合せ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎ 0570-092921（直通）

受付時間 月～金曜日の午前9時～午後5時（正午～午後1時、祝日を除く）

窓口 市役所2階201会議室

※締切りを過ぎると、10万円を受給することができません。対象となる場合は、早めに手続きしてください。

後期高齢者医療保険

窓口負担割合の見直しに伴う

2回目の被保険者証 一斉更新

問合せ 市民課高齢医療・年金係 ④138

10月1日から保険証が変わります

現在の後期高齢者医療被保険者証（藤色）の有効期限は、9月30日(金)までです。

10月1日(土)から使える新しい被保険者証は、水色です。9月中旬以降に、原則として住民票に記載されている住所へ簡易書留郵便（郵便局員が直接手渡し）で送付します。

不在の場合、ポストへ「書留」不在連絡票（不在票）が入りますので、郵便局に再配達を依頼するか、直接、郵便局の窓口で受け取ってください。



▲新しい被保険者証は水色

後期高齢者医療制度医療費の負担割合

10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合に「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（3割負担）を除き、医療費の自己負担割合が「2割」になります。一部負担金の割合は、毎年8月1日に被保険者の前年の所得から算出された市民税課税所得に基づいて見直されます。

2割負担対象者への高額療養費（配慮処置）

期間 令和4年10月1日〜令和7年9月30日の3年間

内容 外来医療の負担増加額の上限を1か月あたり最大30000円までとする。

※上限額を超えて支払った金額は高額療養費として支給します。

※高額療養費の口座登録がされていない方に、9月中旬に広域連合から高額療養費支給事前

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	自己負担割合	区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

<参考> 10月1日からの自己負担割合

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
次の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人…200万円以上 ・被保険者が2人以上…合計320万円以上	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合または、上の①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

申請書を送付する予定です。申請書が届いたら、必要事項を記入し添付書類とともに、封の返信用封筒で期限内に郵送で提出してください。

※書類は必ず郵送でお届けします。

厚生労働省・広域連合・市区町村が電話や訪問で、口座情報登録やATMの操作をお願いする際、キャッシュカードや通帳などをお預かりするのは絶対にお止め下さい。

不審な電話があったときは警察署（#9110）または消費者ホットライン（局番なしの188）に問い合わせてください。